

■定期接種(A類疾病)

※1: 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保に該当する場合の接種期間について

対象疾病	ワクチン	接種							備考	
		対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	接種量	方法	長期療養の接種期間(※1)		
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 (ポリオ) Hib感染症	5混: 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(DPT-IPV-Hib) 又は 3混: 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT) 又は 2混: 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT) 又は 不活化ポリオワクチン(IPV)	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間 ただし、5混は生後2月から生後7月に至るまでの期間	3回	20日以上 ただし、5混は20日から56日まで	皮下	特別の事情が無くなった日から起算して2年	<ul style="list-style-type: none"> ・20日以上、標準的には20日から56日までの間隔を置いて、1期初回接種を確実に行うことが必要。 ・生後2月以降できるだけ早期に接種を開始する。 ・皮下深く接種することで局所反応を軽減する。 ・1期初回接種においては3混又は2混のうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種する。 ・第1期の予防接種に、2混を使用する場合は、第1期初回接種2回、第1期追加接種を1回行う。 ・ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎又は破傷風のいずれかの既罹患者においても、3混又は2混を使用することを可能とする。 ・ただし、2期の予防接種に使用するワクチンは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)のみとする。 ・平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを1回接種した者については、平成24年9月1日以降は、不活化ポリオワクチンの初回接種を1回受けたものとみなす。なお、平成24年9月1日より前に経口生ポリオワクチンを2回接種した者は、不活化ポリオワクチンの接種を受ける必要はない。 ・急性灰白髄炎のワクチンの予防接種の対象者については、原則として、平成24年(2012年)9月1日より前の接種歴に応じた接種回数とすることから、予防接種台帳による確認や保護者からの聞き取り等を十分に行い、接種歴の把握に務める必要がある。 ・急性灰白髄炎のワクチンの第1期初回接種に、不活化ポリオワクチンを使用した時は、20日以上の間隔を置いて3回行う。 ・5混の交互接種については、原則としては同一のワクチンで接種を行うこと。 	
		1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく ただし、5混は1期初回接種(3回)終了後6月から18月までの間隔をおく	1回	1期初回接種(3回)終了後、6月以上	0.5ml			
		2期	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回		0.1ml			接種量が0.1mlであることを留意する。
麻しん 風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR) 又は 乾燥弱毒生麻しんワクチン(M) 又は 乾燥弱毒生風しんワクチン(R)	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		1回		皮下	特別の事情が無くなった日から起算して2年	<ul style="list-style-type: none"> ・1期の予防接種は、できるだけ早期に接種を行う。 ・麻しん及び風しんの1期、2期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR)を使用する。 ・乾燥弱毒生麻しんワクチン(M)、乾燥弱毒生風しんワクチン(R)及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR)は、溶解後のウイルス価減少を避けるために一度溶解したものは直ちに使用する。 ・麻しん又は風しんに既に罹患した者については、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種を行う際は、混合ワクチンを使用することが可能である。 【令和6年度対象者の接種期間の特例】 以下の者について、令和9年3月31日までに限り、定期の予防接種として認める。 ・第1期について、令和6年内に生後24月に達する、又は達した者 ・第2期について、令和6年度における第2期の対象者 	
		2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		1回		0.5ml			
風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン(MR) 又は 乾燥弱毒生風しんワクチン(R)	5期	昭和37(1962)年4月2日から昭和54(1979)年4月1日の間に生まれた男性		1回		皮下	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期の予防接種は、原則、乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチンで行う。 ・第5期の予防接種は、接種期間の特例として令和6年度末(令和7年3月31日)までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者に限る。 ・第5期の特例措置は令和8年度末(令和9年3月31日)までとする。 	
結核	BCGワクチン		生後1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間	1回		所定のスポイドで滴下	経皮	4歳に達するまでの間であり、特別の事情が無くなった日から起算して2年	<ul style="list-style-type: none"> ・接種部位は、上腕外側のほぼ中央部とし、肩峰に近い部分はケロイド発生率が高いので避けなければならない。

■定期接種(A類疾病)

※1:長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保に該当する場合の接種期間について

対象疾病	ワクチン	接種							備考
		対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	接種量	方法	長期療養の接種期間(※1)	
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの間の期間	2回	6日以上	(3歳以上) 0.5ml (3歳未満) 0.25ml	皮下	特別の事情が無くなった日から起算して2年	<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種は6日以上、標準的には6日から28日までの間隔を以て2回、追加接種は初回接種終了後6日以上、標準的にはおおむね1年以上を経過した時期に1回接種する。 ・平成17年度から平成21年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した者(平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者)に対する日本脳炎の定期的予防接種の対象者は、「20歳未満の者」とする。 ・13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合は原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。
		1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	1期初回接種終了後6月以上	(3歳以上) 0.5ml (3歳未満) 0.25ml			
		2期 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回		0.5ml			
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	1回目の注射は生後12月から生後15月に達するまでの期間 2回目の接種は1回目接種終了後6月から12月までの間隔をおく	2回	初回接種終了後3月以上	0.5ml	皮下	特別の事情が無くなった日から起算して2年	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月1日より前の接種の取扱い ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔を以て、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。 イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなす。 ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなす。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔を以て1回の接種を行う。 ・乾燥弱毒生水痘ワクチンは、溶解後にウイルスカ価が低下することから、溶解後速やかに接種する。
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある者(ただし、平成28年4月1日以後に生まれた者に限る)	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	3回	27日以上の間隔を以て2回接種した後、1回目の注射から139日以上の間隔を以て1回。	0.25ml	皮下	特別の事情が無くなった日から起算して2年 ※10歳以上の者が接種するときは、皮下又は筋肉内に注射するものとし、接種量は0.5mlとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月1日より前の接種の取扱い 平成28年10月1日より前の注射であって、定期的予防接種のB型肝炎の注射に相当するものについては、当該注射を定期的予防接種のB型肝炎の注射と、当該注射を受けた者については定期的予防接種のB型肝炎の注射を受けた者とみなして、以降の注射を行うこと。 ・HBs抗原陽性の者の胎内または産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者は、定期接種の対象とならない。
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	ア)経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合 出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間に実施すること	ア)2回	27日以上	ア)1.5ml	経口	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者から除外される者 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了した者を除く)重症複合免疫不全症の所見が認められる者。 ・ワクチンの接種は原則として同一の製剤で接種を終了させること。 ・経口投与に吐き出したとしても追加の投与は必要ない。 ・令和2年10月1日より前の接種の取扱い 令和2年10月1日より前(定期接種が開始される前)の経口投与であって、定期接種の経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンの経口投与に相当するものについては、当該経口投与をロタウイルス感染症の定期接種とみなし、また、当該経口投与を受けた者については、定期接種のロタウイルス感染症の経口投与を受けた者とみなして、以降の経口投与を行うこと。 ・出生15週0日以降の初回接種について 出生15週0日以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましいことについて十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種をすること。 ・ワクチン接種後に間欠的な嘔吐や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積を疑う症状が被接種者にみられる場合には、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	イ)5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合 出生6週0日後から32週0日後までの間にある者		イ)3回		イ)2.0ml			

■定期接種(A類疾病)

※1:長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会を確保に該当する場合の接種期間について

対象疾病	ワクチン	対象者	接種				接種量	方法	長期療養の接種期間(※1)	備考
			標準的な接種期間	回数	間隔	回数				
Hib感染症	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで	初回:3回 追加:1回	[初回接種開始時に2月~7月] ・初回接種:生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上 ・追加接種:初回接種終了後7月以上 ただし、生後12月までに3回の初回接種を終了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回	各0.5ml	皮下	10歳に達するまでの間であり、特別の事情が無くなった日から起算して2年	・標準的な接種方法等については「予防接種ガイドライン」の「第5 定期接種の対象疾病の概要とワクチンについて」を参照。	
			追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	初回:2回 追加:1回	[初回接種開始時に7月~12月] ・初回接種:生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めるときは20日)以上 ・追加接種:初回接種終了後7月以上 ただし、生後12月までに2回の初回接種を終了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回					
				1回	[初回接種開始時に12月~60月]					
小児の肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで	初回:3回 追加:1回	[初回接種開始時に2月~7月] ・初回接種:生後24月に至るまでの間に、27日以上 ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種を行わない。 ・追加接種:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降において、1回	各0.5ml	筋肉内又は皮下	6歳に達するまでの間であり、特別の事情が無くなった日から起算して2年	・標準的な接種方法等については「予防接種ガイドライン」の「第5 定期接種の対象疾病の概要とワクチンについて」を参照。 ・使用するワクチンは沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)を基本とする。ただし、当面の間は既存の沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV15)も使用できる。 ・PCV20とPCV13の交互接種については、PCV13で接種を開始した場合でも、PCV20に切り替えて接種が可能なよう、必要な規定を設ける。 ・PCV20とPCV15の交互接種については、原則としては同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則に寄ることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設ける。	
			追加接種は、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月から生後15月に至るまで	初回:2回 追加:1回	[初回接種開始時に7月~12月] ・初回接種:生後24月に至るまでの間に、27日以上 ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種を行わない。 ・追加接種:初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降において、1回					
				2回	[初回接種開始時に12月~24月] ・60日以上					
				1回	[初回接種開始時に24月~60月]					

■ 定期接種 (A類疾病)

※1: 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保に該当する場合の接種期間について

対象疾病	ワクチン	接種						備考
		対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	接種量	方法	
ヒトパピローマウイルス感染症	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	9価: 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	3回	9価: 2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。			<p>特別の事情が無く、なった日から起算して2年</p> <p>※ア)の方法については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。</p> <p>1回目の注射から行う場合は、左記の方法により接種を行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行うこと。</p> <p>※ ア) 第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者</p> <p>1回目の接種を行う場合は、左記の方法により接種を行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、5月以上の間隔をおいて2回行うこと。</p> <p>(4) ワクチン</p> <p>・ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に当たっては、同一の者が2価又は4価ワクチンと9価ワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性は一定程度明らかになっていることを踏まえ、2価ワクチン又は4価ワクチンを使用して1回目又は2回目までの接種を終了した者の接種について、以下のいずれかの方法により接種を実施して差し支えない。</p> <p>①1回目に2価ワクチン又は4価ワクチンを接種した者は、1回目の注射から2月の間隔をおいて9価ワクチンを1回注射した後、1回目の注射から6月の間隔をおいて同ワクチンを1回注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする。ただし、当該方法をとることができない場合は、1回目の注射から1月以上の間隔をおいて9価ワクチンを1回注射した後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて同ワクチンを1回筋肉内に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする。</p> <p>②1回目及び2回目に2価ワクチン又は4価ワクチンを接種した者は、1回目の注射から6月の間隔をおいて9価ワクチンを1回注射する。接種量は0.5ミリリットルとする。ただし、当該方法をとることができない場合は、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて9価ワクチンを1回注射する。接種量は0.5ミリリットルとする。</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を実施するため、次に掲げるワクチンの安全性、免疫原性及び有効性に関する事項についても、十分な説明を行うこと。</p> <p>(ア) ヒトパピローマウイルス感染症の子宮病変に対するワクチンの有効性は、概ね16歳以下の接種で最も有効性が高いものの、20歳頃の初回接種までは一定程度の有効性が保たれること。さらに、性交経験がない場合はそれ以上の年齢についても一定程度の有効性があることが示されていること。</p> <p>(イ) 従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を実施した場合においても、明らかな安全性の懸念は示されていないこと。</p>
		9価: 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	2回 ア) 第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に限る。	9価: 6月の間隔をおいて2回接種を行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、5月以上の間隔をおいて2回行うこと。				

■ 定期接種 (A類疾病)

※1: 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保に該当する場合の接種期間について

対象疾病	ワクチン	接種							備考
		対象者	標準的な接種期間	回数	間隔	接種量	方法	長期療養の接種期間(※1)	
RSウイルス感染症	組換えRSウイルスワクチン	妊娠28週から37週に至るまでの者	妊娠28週から36週末日までの間	1回		0.5ml	筋肉内	対象外とする	<ul style="list-style-type: none"> RSウイルス感染症にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。 接種に際しては、接種前に母子手帳の提示を求める。 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。 長期療養特例に関しては、有効性が獲得できる期間が妊娠28～38週までと限られ、母子免疫ワクチンであることから適応しないこととする。 妊娠ごとの接種(再接種)も希望者に実施できる。 妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師が判断する者については、予防接種の実施計画における「予防接種の判断を行うに際して注意を要する者」として、接種に際して留意する。 接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠39週に至るまでの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前までに接種を完了させることが望ましく、定期接種の周知にあたっては、その旨を伝える。 妊娠39週に至るの間に妊娠終了を予定している場合、その14日前以降に接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種する。

■定期接種(B類疾病)

※1:長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会確保に該当する場合の接種期間について

対象疾病	ワクチン	対象者	接種				備考
			回数	接種量	方法	長期療養の接種期間(※1)	
季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	・65歳以上の者 ・65歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	(毎年度) 1回	0.5ml	皮下	なし	・詳細は「B類疾病予防接種ガイドライン」を参照。
高齢者の肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1回	0.5ml	皮下 又は 筋肉内	特別の事情が無くなった日から起算して1年	(1)対象者から除外される者 これまでに、23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチンまたは沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンを1回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることは出来ない。 また、平成26(2014)年度から令和5(2023)年度の間に既に定期接種として高齢者肺炎球菌感染症の予防接種を受けた者についても、同様に当該予防接種を定期接種として受けることは出来ないことから、予防接種法施行令(昭和23(1948)年政令第197号)第6条の規定による周知を行うにあたっては、予防接種台帳等を活用し、既に高齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知を行う。そのため、予防接種記録について5年間を超えて管理・保存するよう努める。 (2)接種歴の確認 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行うにあたっては、通知により、当該予防接種の接種歴について確認を行う。
新型コロナウイルス	新型コロナワクチン	・65歳以上の者 ・65歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	(毎年度) 1回	製剤により異なる	筋肉内	なし	・定期接種化に関する最新情報は厚生労働省の情報をご確認ください。 ・定期接種に用いる和合う珍の種類は当面、毎年見直すこととされており、年度ごとに変更されることがあるため注意されたい。
帯状疱疹	乾燥弱毒生ワクチン	ア 65歳の者 イ 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1回	0.5ml	皮下	特別の事情が無くなった日から起算して1年	・65歳を超える者については、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳)を位置づける。なお、年齢については年度末時点の年齢とする。 ・帯状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。 ・定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。 ・帯状疱疹の交互接種については認めない。 ・乾燥性弱毒生水痘ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種間隔は27日の間隔を置くこととする。 ・乾燥組換帯状疱疹ワクチンを用いる場合、1回目の接種から2か月

【別表1】

	乾燥組換ワクチン		2回		筋肉内	<p>以上6か月に至った日の翌日までの間隔をおいて2回筋肉内に注射する。ただし、疾病又は免疫不全であるもの、免疫機能が低下したもの又は免疫機能が低下する可能性があるもの等については、医師が早期の接種が必要と判断した場合、1回0.5mLを1カ月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者は、定期接種の対象者から除く。
--	----------	--	----	--	-----	---